

江戸川豊生会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

[定義]

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- [1] 役員とは、理事及び監事を言い、評議員とあわせて役員等という。
- [2] 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- [3] 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外のものをいう。
- [4] 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- [5] 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

[報酬等の支給]

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事の報酬月額江戸川豊生会の給与規程の給与表の内から、理事会において決定する。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は、
 - ① 理事長への報酬支給額は、報酬月額100万円とし、業務は、法人全体の経営指導・施設運営指導・職員教育等にあたるものとする。
 - ② 他の非常勤役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
この表中の「会議への出席」とは、会議の行われている場所に現に出向いて会議に参加することをいう。
- (3) 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

[報酬等の支給方法]

第4条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、施設の職員の支給日と同日とする。

- 2 その他の非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は、評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

〔費用〕

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（法人本部職員の給与の支給）

第6条 法人本部専従職員の給与の支給については、江戸川豊生会給与規程を準用し職員給与表に基づいて支給する。

〔給与規程に規定のない手当等の支給〕

第7条 職員兼務の役員、法人非常勤顧問、法人本部兼務職員についての手当の支給は別表第1の支給基準により支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（細則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から一部改正し施行する。
この規程は、平成16年6月1日から一部改正し施行する。
この規程は、平成18年4月1日から一部改正し施行する。
この規程は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。
この規程は、平成25年6月1日から一部改正し施行する。
この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。
この規程は、平成29年6月1日から全面改正し施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、2020年7月1日から一部改正し施行する。

別紙

別表 1

..名称.	内容	金額
役員等で職員兼務者	法人理事で 職員給与を支給している職 員の兼務手当	月額 100,000円 ～ 150,000円
法人本部顧問	法人役員等で顧問として特 命事項等を担当する場合の 報酬額	月額 200,000円 ～ 300,000円
本部事務局を兼務する 職員	施設の常勤職員で、法人本 部事務局兼務の職員手当	月額 5,000円 ～ 20,000円

別表 2

理事・監事

	1回
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表 3

評議員

	1回
評議員会への出席	10,000円
上記の他法人・施設業務のための出勤	10,000円